

臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者

平成 26 年度分の**住民税が課税されていない方が対象**です。ただし、

- ・ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・ 生活保護の受給者である場合 など
-] は除きます。

○支給額

- ・ 1 人につき **10,000 円**。下記の《加算対象者》は 1 人につき **5,000 円** を加算。

《加算対象者》

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	1 0 0 万円
夫婦	1 5 6 万円
夫婦子1人	2 0 5 . 7 万円
夫婦子2人	2 5 5 . 7 万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）	
単身	6 5 歳以上	1 5 5 万円
	6 5 歳未満	1 0 5 万円
夫婦	6 5 歳以上	2 1 1 万円
	6 5 歳未満	1 7 1 . 3 万円

※東京都23区等の場合

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付※**を受給
- ②平成 25 年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

ただし、

- ・ 「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・ 生活保護の受給者となっている児童 など
-] は除きます。

○支給額

- ・ 対象児童 1 人につき **10,000 円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	8 7 5 . 6 万円
夫婦子1人（2人）	9 1 7 . 8 万円
夫婦子2人（3人）	9 6 0 万円